

那覇港管理組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇港管理組合行政財産使用料条例（平成 14 年那覇港管理組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

占用物件等の区分		単位	金額	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	(1) 第1種電柱	1本につき1年 1,700円	
		(2) 第2種電柱	2,600円	
		(3) 第3種電柱	3,500円	
	電話柱	(4) 第1種電話柱	1,500円	
		(5) 第2種電話柱	2,400円	
		(6) 第3種電話柱	3,400円	
	(7) その他の柱類		150円	
	(8) 共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	15円
	(9) 地下電線その他地下に設ける線類			9円
	(10) 路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,500円
	(11) 地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	920円
	(12) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,100円
	(13) 郵便差出箱			1,300円
	(14) 広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	25,000円
	(15) その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100円
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	(1) 外径0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年 64円	
	(2) 外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		92円	
	(3) 外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円	
	(4) 外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180円	

	(5) 外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280円	
	(6) 外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		370円	
	(7) 外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		640円	
	(8) 外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		920円	
	(9) 外径1メートル以上のもの		1,800円	
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100円	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	(1) 地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	(2) 上空に設ける通路	13,000円		
(3) 地下に設ける通路	7,600円			
(4) その他のもの	3,100円			
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	(1) 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	250円	
	(2) その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	2,500円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	(1) 看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	2,500円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	25,000円
	(2) 標識		1本につき1年	2,400円
	(3) 旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	250円
		その他のもの	1本につき1月	2,500円
	(4) 幕(政令第7条第4号に掲げる工事用)	祭礼、縁日等の際し、一時的に	その面積1平方メートルにつき	250円

	施設であるものを除く。)	設けるもの	1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	2,500円
	(5) アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	25,000円
		その他のもの		13,000円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	3,100円
政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	2,500円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				310円
政令第7条第9号に掲げる施設	(1) 建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	(2) その他のもの			Aに0.008を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	(1) トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.011を乗じて得た額
	(2) 上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	(3) その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	(1) トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの。			Aに0.011を乗じて得た額
	(2) 上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額

	(3) その他のもの	Aに0.033 を乗じて得 た額
--	------------	------------------------

附 則 (令和3年12月2日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに、第3条の規定による許可を受けて存する占用物件(施行日において許可又は協議に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。)の施行日以降の占用期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の那覇港管理組合行政財産使用料条例別表の規定により算定した占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 令和4年度 改正前の那覇港管理組合行政財産使用料条例別表の規定により算定した額に1.2を乗じた額
- (2) 令和5年度以後の各年度 当該各年度の前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額